

# 福岡県公報

平成23年9月14日  
第3305号

## 目次

### 告示(第1518号-第1532号)

- 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 (自然環境課) ..... 1
- 休猟区の指定 (自然環境課) ..... 2
- 特定鳥獣に係る捕獲等ができる区域の指定 (自然環境課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 5

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村整備課) ..... 7

## 告示

### 福岡県告示第1518号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具(銃器)使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 別府浦池特定猟具(銃器)使用禁止区域

##### (1) 区域

福岡市及び糟屋郡久山町のうち、久山町大字山田の主要地方道筑紫野古賀線と久山町塚崎深町線の交点を起点とし、同主要地方道を東南へ進み主要地方道福岡直方線に接続し(深井交差点)、同主要地方道を南西へ進み福岡市道東部清掃工場線に接続し、同市道を北西へ進み市道蒲田1165線に接続し、同市道を北へ進み同市道終点を経て里道に接続し、同里道を北西へ進み福岡市環境局管理道路に接続し、同管理道路を北西へ進み久山町道辺原管牟田線に接続し、同町道を東へ進み町道塚崎深町線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

##### (2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

#### 2 宗像市江口地区特定猟具(銃器)使用禁止区域

##### (1) 区域

宗像市のうち、県道遠賀宗像自転車道線と新山川左岸の交点を起点とし、同自転車道を西南へ進み市道新川先線に接続し、同市道を北へ進み同市道終点から釣川右岸を北西へ進み河口の干潮時海岸線に至り、同干潮時海岸線を北東へ進み新山川に至り、同川左岸を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

##### (2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

### 3 力丸ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

宮若市のうち、県道八木山若宮線と県道八木山公園線との接続点を起点とし、県道八木山公園線を北東へ進み市道野峠廣瀬2号線との交点（力丸野外スケート場跡）に至り、同市道を南へ進み力丸ダム堰堤に至り、同堰堤を南東へ進み市道三瀬夫婦線に接続し、同市道を力丸ダムに沿って南へ進み県道八木山若宮線（三瀬橋）に至り、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

### 4 田形特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

八女市のうち、国道442号と星野川左岸（山内橋）の交点を起点として、同国道を東へ進み旧黒木町との境界線の交点に至り、同境界線を南東へ進み県道湯辺田八女線と接続し、同県道を西へ進み主要地方道久留米立花線に接続し、同主要地方道を北へ進み星野川左岸（星野川橋）と接続し、同河川左岸を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

### 5 御清水ヶ池特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

行橋市のうち、御清水ヶ池全域

#### (2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

### 6 松延池特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

筑前町のうち、町道二夕・篠隈・長者原線と町道吹田・松延線の交点を起点とし、町道二夕・篠隈・長者原線を西へ進み町道松延・吹田・森原線との交点に至り、同町道を北へ進み県道山家西小田線との交点に至り、同県道を北東へ進み町道西原・耳田線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道吹田・松延線との交点に至り、同町道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

平成23年11月1日から

平成33年11月14日まで

### 福岡県告示第1519号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のように休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

田尻・太郎丸休猟区

#### (1) 区域

福岡市のうち、市道田尻2089号線と主要地方道福岡志摩線との交点を起点とし、同主要地方道を西へ進み、県道桜井太郎丸線に接続し、同県道を北西へ進み市道湯元浜9208号線に接続し、同市道を北東へ進み、県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を南東へ進み、主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を東へ進み、市道田尻2053号線に接続し、同市道を北へ進み瑞梅寺河口堤防に接続し、同堤防を北東へ進み市道田尻2039号線から延ばした延長線との交点に至り、同延長線を南東へ進み市道田尻2039号線に接続し、同市道を南東へ進み、市道田尻2028号線に接続し、同市道を南西へ進み、市道田尻2036号線に接続し、同市道を南東へ進み、市道田尻2035号線に接続し、同市道を南西へ進み今出第2池の北西端との交点に至り、今出第2池の北岸を北東端まで進み、市道田尻2033号線との交点に至り、同市道を南西へ進み、市道横浜今出線に接続し、同市道を南東へ進み、市道田尻2089号線に接続し、同市道を南へ進み、起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成23年11月15日から  
平成26年11月14日まで

**福岡県告示第1520号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のように特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 特定鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

2 区域

田尻・太郎丸休猟区の全部

3 存続期間

平成23年11月15日から  
平成26年11月14日まで

**福岡県告示第1521号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市上臼井字船田334番1から334番4まで、334番9、336番1から339番5まで、339番7及び441番4の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅2丁目10番1号  
株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

**福岡県告示第1522号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1523号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1524号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘四丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第1525号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川店
- (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第1526号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川中原店
- (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第1527号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1528号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第1529号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス椎田店
- (2) 所在地 福岡県築上郡築上町大字東八田611-2ほか

## 2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
ア 現況は交差点と踏切が近いので、安全確保のため警察及び道路管理者との協議

を十分に行って頂くようお願いします。

イ 駐車場内における車の円滑な誘導や歩道前の一旦停止などについて案内板、標識等を活用し、スムーズかつ安全な運行を確保するようお願いします。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

ア 歩行者及び車両の安全かつ円滑な確保をお願いします。

イ 当該店舗周辺の道路は通学路となっており、また近隣に介護保健施設があるので、来退店車両との交通事故等が発生しないよう児童、高齢者の安全対策に十分配慮するとともに、学校やPTA、施設からの要望等に誠実に対応をお願いします。

ウ 高齢者、車椅子での来店者に対しての特段の配慮をお願いします。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

## (4) 防災・防犯対策への協力

青少年健全育成の観点から、夜間の巡回等、十分な非行防止策を実施していただくようお願いします。

## (5) 騒音の発生に係る事項

ア 従業員や搬入業者にアイドリング運転の禁止など騒音防止意識の徹底を図り、騒音に関する問題が起こらないよう配慮をお願いします。

イ 交通や騒音に関する問題等についてのトラブルや地域住民からの要望に対して、誠実かつ確実に対応し、継続的に地域の生活環境に配慮すること。

## (6) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物の排出について、収集、運輸については、町の指定業者との協議をお願いします。

## (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし。

## (8) その他

意見なし。

**福岡県告示第1530号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年8月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス黒木店

(2) 所在地 福岡県八女市黒木町本分1214ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称     | 住所                    |
|------------|-----------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称     | 住所                    |
|------------|-----------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年5月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,656.27平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 敷地北東側  | 65      |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 店舗東側   | 10      |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 店舗北側      | 27.0       |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 店舗内北側        | 5.2        |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名    | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|------------|-------|-------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10時 | 午後10時 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 敷地北側および敷地北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1531号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年8月31日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス柳川南店  
(2) 所在地 福岡県柳川市三橋町江曲173番1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称     | 住所                  |
|------------|---------------------|
| ダイレックス株式会社 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称     | 住所                  |
|------------|---------------------|
| ダイレックス株式会社 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年5月1日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,581平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物北側   | 72      |

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物北側   | 20      |

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物東側      | 50         |

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物敷地東側       | 10.6       |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名    | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| ダイレックス株式会社 | 午前9時 | 午後10時 |

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 建物敷地北側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 福岡県告示第1532号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年9月5日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年9月14日

福岡県知事 小川 洋

| 換地計画を定めた地域              | 縦覧に供する書類 | 縦覧期間                      | 縦覧場所  |
|-------------------------|----------|---------------------------|-------|
| 豊前市大字下河内、山内及び挟間(合河北部地区) | 換地計画書の写し | 平成23年9月14日から平成23年10月17日まで | 豊前市役所 |